

## 國酒等の輸出促進連絡会議幹事会の開催について

〔平成24年9月18日  
國酒等の輸出促進連絡会議決定〕

1. 國酒等の輸出促進連絡会議を補佐し、國酒を始めとした日本産酒類の輸出環境整備について、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）を踏まえ、「國酒等の輸出促進プログラム」（平成24年9月4日 ENJOY JAPANESE KOKUSHU（國酒を楽しもう）推進協議会決定）に基づく國酒の輸出促進についての関係府省等の取組状況を把握し、必要に応じて関係者間の調整を行うため、國酒等の輸出促進連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係機関、業界団体及び有識者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官

構成員 内閣官房内閣副広報官  
内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官  
内閣府大臣官房企画調整課長  
内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）  
総務省地域力創造グループ地域自立応援課長  
外務省経済局政策課長  
国税庁課税部酒税課長  
文化庁長官官房国際課長  
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長  
農林水産省食料産業局小売サービス課外食産業室長  
経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課長  
経済産業省通商政策局通商政策課長  
観光庁観光地域振興部観光資源課長

3. 幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は議長が定める。